

印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書(昭和62年12月13日)の一部を次のように改正する。

第6条別表1 排出ガス基準(煙突出口)の表ダイオキシン類の項協定値の欄中「 $1\text{ ng} - \text{TEQ} / \text{Nm}^3$ 以下」を「 $1\text{ ng} - \text{TEQ} / \text{Nm}^3$ 以下(1、2号炉)」に改め、同目「 $1\text{ ng} - \text{TEQ} / \text{Nm}^3$ 以下」の下に「 $0.5\text{ ng} - \text{TEQ} / \text{Nm}^3$ 以下(3号炉)」を加える。

第8条細則の表重金属類の項測定方法の欄中「JISK0096からJISK0221まで」を削る。